

決 定 書

異議申出人 北茨城市中郷町栗野 8 3 9 番地 1
村 田 仁 人

異議申出人（以下「申出人」という。）から令和 3 年 3 月 2 5 日付けで提起された令和 3 年 3 月 2 1 日執行の北茨城市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、北茨城市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

本件選挙における当選人鈴木卓實（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めるものである。

2 本件異議申出の理由

申出人の主張は、要約すると、本件当選人は自己の当選を得る目的をもって、本件選挙に際し当委員会が発行した選挙公報（以下「選挙公報」という。）及び鈴木たくみ後援会が発行した討議資料と題した書類（以下「討議資料」という。）に自己の学歴を詐称して掲載し、本件選挙における選挙人の自由な判断による投票を阻害したと主張するものである。

決定の理由

1 本件異議申出の要件

当委員会は、申出人が本件選挙の候補者であり、本件異議申出が形式的要件を備えたものであることから、本件異議申出を適法なものと認め、これを受理し、関係人として本件当選人から証言及び証拠書類等の提出を求め、慎重に審理した。

2 当委員会の判断

本件異議申出の争点が選挙公報及び討議資料に記載された本件当選人の学歴の真偽にあることをふまえ、本件当選人の証言等により当委員会が確認した事項は次のとおりである。

- (1) 選挙公報中「1973年ウエスト・ロンドン・カレッジ（イギリス）卒業」の記載については、「WEST LONDON COL」と記載された在籍証に当たる書類の提示を受け、その記載中に在籍期間として「1969－1970」との記載を確認したため、1973年卒業との関係性について証言を求めたところ、本件当選人は1973年まで在籍していたことを主張するが、これを証明できる書類等は残存していない。

また、本件異議申出において申出人が引用する「1978年創設のウエスト、ロンドン、カレッジ」と本件当選人が在籍していたとされる「WEST LONDON COL」は同一の法人ではないことを合わせて主張する。

- (2) 討議資料中「1970年茨城県立高萩高等学校卒業」の記載については、本件当選人は、これを未確認としつつも誤記であることは明確であり、本件当選人の失意であることを認容する。

これらの事項から選挙公報及び討議資料に記載された学歴に係る内容と本件当選人が主張する学歴に係る内容との間には、真偽が不明瞭な点及び事実と相違する点が存するものと解することができるが、公職選挙法（以下「公選法」という。）第206条第1項の規定による当選の効力に関する異議の申出において当選が無効とされるのは、当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものとされている（平成4年12月17日名古屋高裁判決）。

このことから、仮に申出人が主張するとおり、本件当選人が自己の当選を得る目的をもって自己の学歴を詐称していたとしても、上に言う当選人決定についての違法に当たるものでないことは明らかである。

また、選挙公報は、北茨城市選挙公報の発行に関する条例（平成24年北茨城市条例第4号）第3条第2項において、候補者は、その責任を自覚し、掲載文等に他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう内容を記載してはならないという規定を前提とし、全ての候補者から提出された掲載文を原文のまま掲載したものであって、当委員会はこれらに該当する場合を除いて、選挙公報の掲載文の訂正を求める権限も義務も有していない。

このことは、選挙公報の本質が、候補者が選挙人に対し訴えたい政見、主張等を可能な限りありのままに表現できる媒体であるという点にあり、ひいては、選挙の自由公正を保障する重要な役割を担っている点に基づくものである。

なお、選挙公報において、当選を得る目的をもって虚偽事項を掲載することは当然に選挙公報の悪用と解すべきものであり、当該虚偽事項の内容、程度等によっては申出人が主張するとおり選挙人の自由な判断による投票を阻害する可能性は否定できない。

しかしながら、この点においては、公選法第235条第1項に規定する虚偽事項公表罪についての該当行為をもって有罪判決が確定することにより、当然にその当選を無効とする旨が公選法第251条に規定されていることから、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解される。

以上のとおり、申出人の主張には、当選無効の原因となる事実は認められないので、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和3年4月16日

北茨城市選挙管理委員会
委員長 白 橋 茂

教 示

この決定に不服のある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で茨城県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。